

建設工事における入札保証の取扱試行要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号。以下「規則」という。）第6条から第8条（注）までの規定に基づき、入札参加者に入札保証金を納付又はこれに代わる保証等を提供させる場合の取扱いの試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の方法により請負契約を締結する予定価格3億円以上の建設工事のほか、契約規則の規定により必要とする工事を対象とする。

(入札の保証)

第3条 入札に参加しようとする者は、入札金額（税込み。以下同じ。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、入札参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の納付を免除するものとする。

- (1) 保険会社との間に発注者を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 銀行、市長が確実と認めるその他の金融機関（以下「金融機関等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約をしたとき。）

(入札保証金に代わる担保)

第4条 入札参加者が次の各号のいずれかに掲げる担保を提供した場合は、それをもって入札保証金の納付に代えることができる。

- (1) 国債証券又は有価証券（浜松市会計規則（昭和39年浜松市規則第7号。以下「会計規則」という。）第9条第1項に掲げるものに限る。）（以下「有価証券等」という。）
- (2) 金融機関等の入札保証

(入札公告への明示)

第5条 入札保証金の納付を求めるときは、入札公告においてその旨を明示するものとする。

- 2 前項の場合における入札公告の例文は別記1によるものとする。

(保証の額)

第6条 入札保証金の額、有価証券等の額（会計規則第9条第2項に規定する有価証券の額をいう。）、入札保証の保証金額又は入札保証保険の保険金額（以下「保証の額」と総称する。）は、入札金額の100分の5以上の額としなければならない。

- 2 第3条第2項の規定により契約保証の予約を締結するとき、当該契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額以上又は保証金額が入札金額の100分の10以上でなければならない。

3 すでに納付又は提出された入札保証の保証の額又は契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の変更は認めないものとする。

(入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出)

第7条 入札保証金は入札書提出期限の前日までに浜松市の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に納付するものとし、指定金融機関等の領収印のある領収済通知書の写しを持参又は郵送（配達証明付き郵便に限る。）するものとする。

2 前項によらない場合は、次の各号に掲げるいずれかの入札保証に係る書類を入札書提出期限までに持参又は郵送（配達証明付き郵便に限る。必着）するものとする。

- (1) 保険会社が発行する入札保証保険契約に係る保険証券
- (2) 契約保証の予約証書（発注者が求める契約保証が必ず付されることについて金融機関等又は保証事業会社が書面において約定しているもの）
- (3) 有価証券等
- (4) 金融機関等が発行する入札保証証書

(入札の無効)

第8条 次の各号に該当する場合は、その者の行った入札を無効とする。

- (1) 期限までに入札保証金の納付又は第7条第2項の規定による入札保証に係る書類の提出がなされなかった場合。
- (2) 保証の額が入札金額の100分の5に満たない場合。
- (3) 契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額に満たない場合。
- (4) 契約保証の予約に係る保証金額が入札金額の100分の10に満たない場合。
- (5) 提出された入札保証に係る書類に不備がある場合。

(保証期間の延長)

第9条 入札の延期又は落札決定の保留等により契約を締結する見込みの期日が延長した場合、第4条第1項2号に定める金融機関等の入札保証を提出した入札参加者に対して、保証期間を変更保証書の提出日から入札執行者が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の金融機関等が発行する変更保証書の提出を求めるものとする。

(入札保証金の還付等)

第10条 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札決定後に還付する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に還付する。

2 入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての有価証券等は、落札者の申出により契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部にあてることができる。

(落札者が契約を結ばない場合の取扱い)

第11条 落札者が契約を結ばない場合、入札保証金及び入札保証金に代わる担保としての有価証券等は還付しないものとする。また、入札保証保険の締結又は金融機関等との間

に入札保証がなされているときはその定めに従って保険金又は保証金を請求するものとする。

- 2 契約保証の予約に係る予約証書を提出した落札者が契約を結ばない場合は、その者の入札金額の100分の5の額を落札者に損害賠償として請求するものとする。

(費用の負担)

第12条 入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出に必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(委任)

第13条 この要領の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(注) 浜松市契約規則第6条から第8条は以下のように改正する予定です。

(入札保証金)

第6条 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、入札参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に市長を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 銀行、市長が確実と認めるその他の金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と契約保証の予約をしているとき。
- (3) 令第167条の5第1項に規定する資格を有する者による場合又は過去2箇年の間に市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行したものについて、その者が契約を結ばないおそれがないと認められるとき。
- (4) その他市長が特に認めたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第7条 令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させる担保は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 浜松市会計規則(昭和39年浜松市規則第7号)第9条第1項に定めるもの
- (2) 銀行又は市長が確実と認めるその他の金融機関の入札保証

(入札保証金の還付等)

第8条 入札保証金は、開札終了後に還付する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に還付する。

- 2 入札保証金は、落札者の申出により契約保証金にあてることができる。

別記1

浜松市公告第 号

浜松市の建設工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

年 月 日

浜松市長 ○○○○

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 (課名・番号)
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 工期
- (5) 予定価格

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加者に必要な資格を定める告示（平成19年2月1日告示第61号）及び入札参加資格審査申請（定期審査）の追加実施に係る告示（平成19年3月5日告示第136号）の規定により平成19・20年度の競争入札参加の資格の認定を受けており、市が○○工事の○等級に格付した者であること。
- (3) ○○工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。
- (4) 建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。なお、技術者は主任技術者又は監理技術者とすることとし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、以下のいずれかに該当する者であること。
 - ① 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
 - ② 平成16年3月1日以降に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者
- (5) 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

3 一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は提出期限日の翌日から3日以内に通知する。なお、提出は電送を原則とするが、電子ファイルの容量で電送できない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾（紙入札方式参加申請書（浜松市電子入札運用基準 様式3）を提出）を得た場合は、別記の1により持参することができる。

（※手続中の機器の不具合等で紙入札へ移行する場合は、紙入札方式移行申請書（浜松市電子入札運用基準 様式4）を提出し発注者の指示に従うこと。）

- (2) 参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の2によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から2日以内に行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

4 契約書案、入札心得及び設計書等について

- (1) 契約書案、入札心得、設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）は、別記の3により閲覧及び貸出しをする。
- (2) 設計図書等に対する質問書は、別記の4により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、入札執行日の前4日間、浜松市役所（調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課）において閲覧に供するとともに、電子入札システムに回答を掲載する。

5 現場説明会の日時及び場所等・・・（実施する場合）

現場説明会は、別記の5により行う。

6 一般競争入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は、別記の6により執行する。

7 入札方法等

- (1) 電子入札システムによる。ただし、発注者の承認を得れば書面を持参して入札できる。
- (2) 必要な書類

① 電子入札システムによる入札の場合

入札書及び工事費内訳書

② 紙入札による場合

入札参加資格確認通知書、入札書及び工事費内訳書

※ 工事費内訳書は、入札に際し入札書に記載される入札金額に対応したものとすること。なお、工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(3) (2) の文書を提出しない者の入札は認めない。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、1の表の予定価格欄に金額の記載があるものにあつては、1回とする。

8 調査基準価格及び最低制限価格

この一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、調査基準価格及び最低制限価格を設定する。最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とし、最低制限価格以上で調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。……………（調査基準価格及び最低制限価格を設定する場合）

9 入札保証金

納付。ただし、浜松市契約規則第7条に掲げる国債その他有価証券の提供又は金融機関等（銀行又は市長の確実と認めるその他の金融機関に限る。以下同じ。）の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。

(2) 入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出期限は以下のとおりとする。

入札保証金の納付 平成 年 月 日

入札保証に係る書類の提出 平成 年 月 日

(3) 入札保証保険及び入札保証の期間は以下の期日を含むこと。

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(4) 入札保証の取扱いについては、浜松市契約規則並びに浜松市建設工事における入札保証の取扱要領に定めるもののほか、(別紙)建設工事における入札保証に関する説明事項によるものとする。

10 契約に関する特記事項

1の表に掲げる次の工事の請負契約にあつては、落札者と仮契約を締結し、後日、浜松市議会の議決を経て、本契約を締結する。……………（議決事件の場合）

11 前払金及び部分払

前払金及び部分払は、浜松市公共工事等の前金払等実施要領（平成20年4月施行）に基づいて行う。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後落札決定までの間に2に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (3) 設計図書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札

1.3 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

- 1.4 この工事に直接関連する他の工事の請負契約を、この工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有又は無
（(課名・工事番号) 工事名) 有の場合

(別紙)

建設工事における入札保証に関する説明事項 (例)

1 入札保証について

入札参加者は、次の各号のいずれかに掲げる入札保証を付さなければならない。なお、入札参加者が(2)又は(3)に掲げる保証を付したときは当該保証は入札保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、(4)又は(5)に掲げる保証を付したときは入札保証金の納付を免除するものとする。

- (1) 入札保証金の納付
- (2) 入札保証金に代わる担保となる国債証券又は有価証券（浜松市会計規則（昭和 39 年 浜松市規則第 7 号。以下「会計規則」という。）第 9 条第 1 項に掲げるものに限る。）（以下「有価証券等」という。）の提供。
- (3) 銀行又は市長が確実と認めるその他の金融機関（以下「金融機関等」という。）の入札保証。
- (4) 発注者を被保険者とする入札保証保険契約の締結。
- (5) 金融機関等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約を締結しているとき。）

2 入札保証に係る書類の提出方法について

(1) 入札保証金を現金で納付する場合

- ア 入札参加者は指定の期日までに入札金額（税込み。以下同じ。）の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。
- イ 入札執行者から入札保証金の歳入歳出外現金納付書兼領収書の発行を受け、入札保証金を浜松市の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（「以下「指定金融機関等」という。」）に納付すること。
- ウ 納付後は、当該金融機関の領収印のある領収済通知書の写しを入札保証に係る書類の提出期限として指定する期日までに入札執行者に持参又は郵送（配達証明付き郵便に限る。以下同じ。）すること。

(2) 有価証券等の提供による場合

- ア 有価証券等について、入札保証金に代わる担保として提供するものは、当面の間利付国債（証券として提供が可能なもの）に限る。
- イ 有価証券等の額はその額面金額の 70%をもって計算することとし、当該金額が入札金額の 100 分の 5 以上であること。
- ウ 入札参加者は、指定の期日までに有価証券等及び「担保差入証」を入札執行者に持参又は郵送すること。

(3) 金融機関等の入札保証による場合

- ア 市長が確実と認めるその他の金融機関とは、原則として指定金融機関等とする。
- イ 入札参加者は、指定の期日までに入札金額の 100 分の 5 以上の保証金額である保証証書を入札執行者に持参又は郵送すること。
- ウ 保証証書の内容には、次の事項を含むものとする。
 - (ア) 名あて人が発注者であること
 - (イ) 保証人が金融機関等であり、押印があること。
 - (ウ) 保証委託者が入札参加者であること
 - (エ) 保証に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
 - (オ) 保証委託者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の記載があること。
 - (カ) 保証期間は、書類の提出日から入札執行者が指定する日までを含むものであること。
 - (キ) 保証債務履行の請求の有効期限が保証期間経過後 6 か月以上確保されていること。

(4) 入札保証保険による場合

- ア 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険であり、入札参加者は定額てん補方式を申し込むこと。
- イ 入札参加者は、指定の期日までに入札金額の 100 分の 5 以上の保険金額である入札保証保険に係る証券を入札執行者に持参又は郵送すること。
- ウ 入札保証保険証券の内容には、次の事項を含むものとする。
 - (ア) 被保険者が発注者であること。
 - (イ) 保険会社の記名押印があること。
 - (ウ) 保険契約者が入札参加者であること。
 - (エ) 契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
 - (オ) 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより入札保証保険契約を締結した旨の記載があること。
 - (カ) 保険期間は、書類の提出日から入札執行者が指定する日までを含むものであること。

(5) 金融機関等又は保証事業会社の契約保証の予約による場合

- ア 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。
- イ 入札参加者は、指定の期日までに契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額以上又は保証金額が入札金額の 100 分の 10 以上である契約保証の予約証書を入札執行者に持参又は郵送すること。
- ウ 契約保証の予約証書の内容には、次の事項を含むものとする。

- (ア) 名あて人が発注者であること。
- (イ) 金融機関等又は保証事業会社の記名押印があること。
- (ウ) 予約契約者が入札参加者であること。
- (エ) 保証に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- (オ) 金融機関等又は保証事業会社と予約契約者との間に契約保証の予約を行ったことを証する旨の記載があること。

3 保証金額及び保証期間の変更について

- (1) 入札保証金の額、有価証券等の額、入札保証の保証金額又は入札保証保険の保険金額（以下「保証の額」と総称する。）及び契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額は、納付又は提出後の変更を認めないものとする。
- (2) 入札の延期又は落札決定の保留等により契約を締結する見込みの期日が延長した場合、金融機関等の入札保証を提出した入札参加者は、保証期間を変更保証書の提出日から入札執行者が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の金融機関等が発行する変更保証書を提出すること。

4 入札保証金の未納又は入札保証に係る書類の不備による入札の無効

入札保証に関し、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札保証金の納付がないもの又は2の(2)から(5)までに掲げる入札保証に係る書類の提出がないもの
- (2) 入札保証の保証の額及び契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額が規定の額に不足するもの
- (3) 2の(2)から(5)までに掲げる入札保証に係る書類に不備があるもの

5 入札保証金等の還付について

- (1) 入札保証金及び有価証券等は、次の方法により落札決定後に還付する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に還付する。

ア 入札保証金

入札参加者は「保管金払出請求書」及び「口座振替依頼書」を入札執行者へ提出する。入札執行者は当該書類の受領後すみやかに、入札保証金の払出手続をする。

イ 有価証券等

入札参加者は「保管有価証券払出請求書」を入札執行者へ提出する。入札執行者は当該書類の受領後すみやかに払出手続をする。

ウ 金融機関等による入札保証

入札参加者が提出する「保証書に係る領収書」と引き換えに、入札参加者を經由して入札保証証書を金融機関に返還する。

エ 入札保証保険

入札保証保険証券は返還しないものとする。

オ 金融機関等又は保証事業会社の契約保証の予約

契約保証の予約証書は返還しないものとする。

- (2) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての有価証券等は、落札者の申出により契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部にあてることができる。

6 落札者が契約を結ばない場合の取扱い

- (1) 落札者が契約を結ばない場合、入札保証金及び入札保証金に代わる担保としての有価証券等は還付しないものとする。また、入札保証保険の締結又は金融機関等との間に入札保証がなされているときはその定めに従って保証金又は保険金を請求するものとする。
- (2) 契約保証の予約に係る予約証書を提出した落札者が契約を結ばない場合は、その者の入札金額の100分の5の額を落札者に損害賠償として請求するものとする。

7 費用の負担

入札保証金の納付又は入札保証に係る書類の提出に必要な費用は、入札参加者の負担とする。

8 その他

その他ここに説明の無い事項は、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）及び建設工事における入札保証の取扱試行要領によるものとする。